特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
26	生活保護に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
杵築市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県杵築市長

公表日
令和5年3月6日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、以下の事務で取り扱う。 ・生活保護法（昭和25年法律第１４４号）第19条第１項の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 ・生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・.生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務
③システムの名称	1. 福祉総合システムふれあい 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第９条第１項及び別表第一の１５の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成２６年内閣府、総務省令第５号）第１５条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	［　　実施する　　］　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第１９条第８号及び別表第二の２６の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第１９条第８号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　　〒873-0001　大分県杵築市大字杵築377番地1　TEL:0978-62-1801

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉事務所　〒879-1307　大分県杵築市山香町大字野原1010番地1　TEL:0977-75-2405

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉推進課長	福祉推進課長　江藤　修	事後	
平成29年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月20日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		【情報提供の根拠】 ・別表第二の　20、21、38、53の項を追加	事後	
平成29年7月20日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		【情報提供の根拠】 ・別表第二主務省令第14条、第24条、第26条の4、第27条、第59条の2、第59条の3を追加	事後	
平成29年7月20日	Ⅰ　関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第９条第１項　別表第一の１５の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第９条第１項及び別表第一の１５の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成２６年内閣府、総務省令第５号）第１５条	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・.生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を追加	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		【情報提供の根拠】 ・別表第二の　37、119の項を追加し、120の項を削除	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		【情報提供の根拠】 ・別表第二主務省令第23条を追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月27日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉推進課長　江藤　修	福祉推進課長	事後	
平成30年9月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 ・別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事前	
令和1年6月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策	ー	新様式による追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月6日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3	事後	
令和2年11月17日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉推進課	福祉事務所	事後	
令和2年11月17日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉推進課長	福祉事務所長	事後	
令和2年11月17日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉推進課　〒879-1307　大分県杵築市山香町大字野原1010番地1　TEL:0977-75-2405	福祉事務所　〒879-1307　大分県杵築市山香町大字野原1010番地1　TEL:0977-75-2405	事後	
令和2年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	[○]自己点検　[○]内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検　[○]内部監査 [ ]外部監査	事後	
令和3年11月26日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第19条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・別表第二主務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	[○]自己点検　[○]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検　[○]内部監査 [○]外部監査	事後	